

仮設物設置承認申請

住宅名	住宅店舗	号棟	号室
仮設物設置場所			
仮設物の内容			
設置理由			

年 月 日

東京都住宅供給公社 理事長 殿

上記の仮設物について設置工事を行いたいので、必要書類を添付のうえ申請します。
仮設物の施工は、「仮設物設置承認書」の受領後に行い、仮設物設置条件を遵守することを誓約します。

賃借人氏名
(申請者)

(法人の場合)
代表者

担当者

連絡先

【仮設物の設置条件】

- ① 店舗退去の際は仮設したものすべてを撤去し原状回復すること。また、当公社に仮設物等の買取りまたはあっせん等の請求をしないこと。
- ② 当公社から当該仮設物の撤去の要求があった場合は直ちに自己負担で原状回復すること。また、指示により一時撤去および再設置する場合も設置者の自己負担で行うこと。
- ③ 構造躯体(防水層等を含む)を欠損しないこと。また、設置後の状態が危険のないものであること。
- ④ 取付工作物は構造上危険のないものとし、仮設物設置後これに起因する事故が生じた場合は、賃借人の責任とすること。
- ⑤ 外面する開口部の建具・シャッター(巻上機等を含む)を損傷しないこと。
- ⑥ 著しく美観を損ねないこと。
- ⑦ 工事の施工においては、関係法規に適合する工事を行うこと。
- ⑧ 工事の実施にあたり、近隣の方への説明および施工後生じたトラブル等については、自己で対応すること。
- ⑨ 提出図面どおりに施工し、申請書の内容を変更するときは必ず再申請すること。
- ⑩ 駐車場及び共用部への看板設置等のについては、設置者が、安全等に充分留意し設置すること。
- ⑪ 石綿(アスベスト)含有及びその可能性がある内外装建材・塗材・仕上げ材等は法令等に基づき、適切な処理をして下さい。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた個人情報については、本手続き及び当社賃貸店舗管理上必要な場合のみ使用します。

【公社使用欄】

[添付書類]	図面審査
<input type="checkbox"/> 仮設物(設置品)の内容・カタログ	
<input type="checkbox"/> 設置場所を示した平面図・立面図	

住宅コード	
居住者コード	

公社管理課	
課長	確認
滞納確認	担当者

受付印